

福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 (令和7年7月～9月期分) 「創業特例」について

1 概要

「Ⅰ. 高圧電力、特別高圧電力または工業用のガスを利用する事業者が対象の給付金(最大18万円)」における令和5年4月1日から令和7年7月31日までに創業した事業者(事業承継により事業を引き継いだ事業者を含む)については、下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全てを満たしている場合に限り、創業特例として給付金の申請が可能です。

なお、令和7年8月1日以降に創業した事業者については、創業特例の対象となりません。

- Ⅰ 『電気・ガス価格高騰緊急対策給付金(令和7年7月～9月期分)申請受付要項』の申請要件で定める「前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上であること」および「令和7年7月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金が、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月に比べ増加していること」以外の申請要件を全て満たしていること。
- Ⅱ 「2 創業特例申請要件」で定める要件を全て満たしていること。
- Ⅲ 「3 提出書類」で定める書類を提出していること。

2 創業特例申請要件

(1) 創業日が令和5年4月1日から令和7年5月31日までの事業者(創業/契約切替区分:①～②⑥)

(a) 【創業日以降、決算期を迎えている場合】

前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上であること。

【創業日以降、決算期を迎えていない場合】

創業日が属する月から「申請日の属する月の前月」までの費用の合計に占める、同期間の電気・ガス料金の割合が3%以上であること。

(b) 「令和7年7月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金」が、「創業日が属する月の翌月から令和7年6月までの電気・ガス料金の合計を、創業日が属する月の翌月から令和7年6月までの月数で除した(割った)額」に比べ増加していること。

(2) 創業日が令和7年6月1日から令和7年7月31日までの事業者(創業/契約切替区分:②⑦～②⑧)

(a) 【創業日以降、決算期を迎えている場合】

前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上であること。

【創業日以降、決算期を迎えていない場合】

創業日が属する月から「申請日の属する月の前月」までの費用の合計に占める、同期間の電気・ガス料金の割合が3%以上であること。

(b) 「創業日が属する月の翌月から令和7年9月までの何れか1月の電気・ガス料金」が、「創業

日が属する月の翌月から令和7年9月までの電気・ガス料金の合計を、創業日が属する月の翌月から令和7年9月までの月数で除した（割った）額」に比べ増加していること。

※（１）（a）および（２）（a）における「費用」は「よくあるご質問A8.」を、「電気・ガス料金」は「よくあるご質問A9.」をそれぞれ準用します。

※詳細については別紙の創業/契約切替区分早見表を確認してください。

※比較対象イメージ図を参考にしてください。

3 提出書類

- ・創業特例により給付金を申請する場合には、次ページ以降の、創業特例用の「申請書類チェックリスト」に記載の書類を必ず提出してください。
- ・なお、チェックリストに記載の書類の提出が無い場合は、創業特例は適用されません。

福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金
 (令和7年7月～9月期分)
 申請書類チェックリスト 法人用

チェック欄	書類名
<input type="checkbox"/>	1 様式1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 誓約書 (令和7年7月～9月期分)
<input type="checkbox"/>	2 様式3-1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 計算表 (令和7年7月～9月期分)
	3 添付書類
<input type="checkbox"/>	<p>(1) 【創業日以降、決算期を迎えている場合】 前決算期の損益計算書の写し</p> <p>【創業日以降、決算期を迎えていない場合】 創業日が属する月から申請日の属する月の前月までの費用の合計額が分かる書類の写し ※売上原価、販売費および一般管理費の金額が分かる箇所に必ず○を付けてください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(2) 【創業日以降、決算期を迎えている場合】 前決算期における電気・ガス料金の合計額が分かる書類の写し</p> <p>【創業日以降、決算期を迎えていない場合】 創業日が属する月から申請日の属する月の前月までの電気・ガス料金の合計額が分かる書類の写し ※電気・ガス料金が分かる箇所に必ず○を付けてください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(3) 『福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 (令和7年7月から9月期分) 創業特例について「2 創業特例申請要件 (1) (b) または (2) (b)」』で定める各電気・ガス料金が分かる請求書の写し ※該当する各月の契約種別 (電気の場合のみ)、使用月、請求金額、使用量 (または購入量) が分かる箇所に必ず○を付けてください。 ※県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約に限ります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(4) 工業用のガス販売事業者が発行する証明書 (様式2) ※電気料金のみで申請する場合は提出する必要がありません。 ※工業用のガスの契約の定義は、「よくあるご質問A7.」をご確認ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(5) 税務署に提出した「法人設立届出書」の写し ※「設立年月日」欄に設立年月日の記載があるものに限りです。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(6) 振込先の銀行名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が印字された通帳等の「表紙裏見開きページ」の写し ※振込先の口座は申請した法人の口座に限ります。 ※インターネット銀行や当座預金等で通帳が無い場合も、振込先の銀行名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が分かる書類を提出してください。(パソコン画面の印刷やATM画面の写真、小切手帳の表紙と小切手原紙の写真等があります。)</p>

**福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金
(令和7年7月から9月期分)
申請書類チェックリスト 個人事業主用**

チェック欄	書 類 名
<input type="checkbox"/>	1 様式1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 誓約書（令和7年7月～9月期分）
<input type="checkbox"/>	2 様式3-1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 計算表（令和7年7月～9月期分）
	3 添付書類
<input type="checkbox"/>	<p>(1) 【創業日以降、決算月を迎えている場合】 直近（令和6年）の所得税青色申告決算書（または収支内訳書）の写し</p> <p>【創業日以降、決算月を迎えていない場合】 創業日が属する月から申請日の属する月の前月までの費用の合計額が分かる書類の写し ※売上原価、経費の金額が分かる箇所に必ず○を付けてください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(2) 【創業日以降、決算月を迎えている場合】 前決算における電気・ガス料金の合計額が分かる書類の写し</p> <p>【創業日以降、決算月を迎えていない場合】 創業日が属する月から申請日の属する月の前月までの電気・ガス料金の合計額が分かる書類の写し ※電気・ガス料金が分かる箇所に必ず○を付けてください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(3) 『福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和7年7月～9月期分）創業特例について「2 創業特例申請要件（1）（b）または（2）（b）」』で定める各電気・ガス料金が分かる請求書の写し ※該当する各月の契約種別（電気の場合のみ）、使用月、請求金額、使用量（または購入量）が分かる箇所に必ず○を付けてください。 ※県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約に限ります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(4) 工業用のガス販売事業者が発行する証明書（様式2） ※電気料金のみで申請する場合は提出する必要がありません。 ※工業用のガスの契約の定義は、「よくあるご質問A7.」をご確認ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(5) 税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」のうち開業にかかる分の届出の写し ※「開業・廃業等日」欄に開業年月日の記載があるものに限りま。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(6) 本人確認書類の写し（下記の何れか1つを提出してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証の写し（表面のみ） ※免許の取得・更新後に住所、氏名を変更している場合は、裏面も提出してください。 ・個人番号カードの写し（表面のみ） ※個人番号の部分は必ず見えないようにして提出してください。 ・健康保険証の写し（表面のみ） ・発行から原則3か月以内の住民票の写し ・在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書の写し（次のページへ）

創業/契約切替区分早見表

※電気・ガス料金を「料金」と表す。

区分	創業/契約切替日	計 算 方 法
①	R5.4.1 ~ 30	R5.5 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 27
②	R5.5.1 ~ 31	R5.6 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 26
③	R5.6.1 ~ 30	R5.7 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 25
④	R5.7.1 ~ 31	R5.8 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 24
⑤	R5.8.1 ~ 31	R5.9 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 23
⑥	R5.9.1 ~ 30	R5.10 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 22
⑦	R5.10.1 ~ 31	R5.11 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 21
⑧	R5.11.1 ~ 30	R5.12 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 20
⑨	R5.12.1 ~ 31	R6.1 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 19
⑩	R6.1.1 ~ 31	R6.2 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 18
⑪	R6.2.1 ~ 29	R6.3 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 17
⑫	R6.3.1 ~ 31	R6.4 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 16
⑬	R6.4.1 ~ 30	R6.5 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 15
⑭	R6.5.1 ~ 31	R6.6 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 14
⑮	R6.6.1 ~ 30	R6.7 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 13
⑯	R6.7.1 ~ 31	R6.8 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 12
⑰	R6.8.1 ~ 31	R6.9 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 11
⑱	R6.9.1 ~ 30	R6.10 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 10
⑲	R6.10.1 ~ 31	R6.11 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 9
⑳	R6.11.1 ~ 30	R6.12 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 8
㉑	R6.12.1 ~ 31	R7.1 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 7
㉒	R7.1.1 ~ 31	R7.2 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 6
㉓	R7.2.1 ~ 28	R7.3 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 5
㉔	R7.3.1 ~ 31	R7.4 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 4
㉕	R7.4.1 ~ 30	R7.5 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 3
㉖	R7.5.1 ~ 31	R7.6 ~ R7.6 の料金の合計 ÷ 2
㉗	R7.6.1 ~ 30	R7.7 ~ R7.9 の料金の合計 ÷ 3
㉘	R7.7.1 ~ 31	R7.8 ~ R7.9 の料金の合計 ÷ 2